

12-3 一時保育の状況

区分	年度	平成 29 年	30 年	令和 元年	2 年	3 年
	非定型的保育	児童数	652	615	584	538
延日数		5,260	4,955	4,345	4,449	4,989
緊急・一時保育	児童数	20	9	25	13	24
	延日数	69	41	44	70	86
計	児童数	672	624	609	551	637
	延日数	5,329	4,996	4,389	4,519	5,075

資料:保育課

(注) 1 あたご保育園、西山保育園、茅ヶ池保育園、はんのき保育園で実施。

2 非定型的保育とは、1歳から5歳までの児童で、保護者などの労働、職業訓練、就学などにより、原則として平均週3日を限度として、継続的に家庭保育が困難となる児童を保育するもの。

3 緊急・一時保育とは、1歳から5歳までの児童で、保護者などの傷病、災害・事故、出産、看護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時に家庭保育が困難となる児童を保育するもの。

4 児童数は、延児童数を表記。